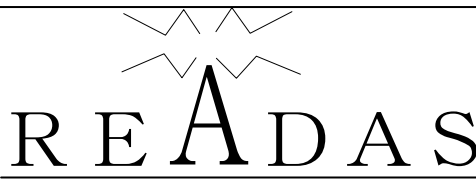


第 4681 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 3月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模宅地等の特例の改正

Q：今年度の税制改正では、小規模宅地等の特例が改正になるそうですが、どのようなものですか？

A：特定居住用宅地等の対象面積が330㎡に拡大されるとともに、特定事業用宅地と特定居住用宅地等の完全併用が認められることとなりました。

【解説】

今年度の税制改正では、相続税の基礎控除が引き下げになることから、首都圏などの地価の高い地域に配慮し、小規模宅地等の特例が改正されることとなりました。

概要は、次のとおりです。

- ① 特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。
- ② 特定事業用宅地等(400㎡)と特定居住用宅地等(330㎡)がある場合には、対象面積を400㎡までに抑える限度計算が必要でしたが、それがなくなり、それぞれの面積まで(合計730㎡)適用できることとなります。
- ③ 二世帯住宅の構造上の要件が撤廃されました。
- ④ 老人ホームに入居した場合でも一定の要件を満たすことで適用が受けられることが明確にされました。
- ⑤ 適用時期
 - ①と②は平成27年1月1日以後の相続に、
 - また③と④については平成26年1月1日以後の相続について適用されます。

